

# 新動物愛護センター整備基本構想

令和元年10月  
広島県

## 目 次

1	新動物愛護センター整備の背景	・ ・ ・ ・ ・	P 1
2	県が「目指す姿」	・ ・ ・ ・ ・	P 1
3	整備の目的	・ ・ ・ ・ ・	P 2
4	基本理念（コンセプト）	・ ・ ・ ・ ・	P 2
	（1）譲渡促進のための施設		
	（2）命について学ぶ施設		
	（3）人が集まる施設		
5	整備運営方針	・ ・ ・ ・ ・	P 3
6	施設の運営	・ ・ ・ ・ ・	P 3
	（1）新センターで実施する業務		
	（2）民間委託する業務		
7	PPP/PFI スキーム（事業範囲）の検討	・ ・ ・ ・ ・	P 4
8	施設の概要	・ ・ ・ ・ ・	P 5
	（1）新センター設備の概要（付帯施設を除く）		
	（2）付帯施設		
	（3）災害時に使用可能な場所の確保		
	（4）人と動物の共通感染症対策への対応		
9	整備する場所	・ ・ ・ ・ ・	P 6
	（1）地番（位置図）		
	（2）敷地面積		
	（3）選定理由		
	（4）土地造成		

## 1 新動物愛護センター整備の背景

現在の県動物愛護センター（以下、「現センター」という。）が設置された昭和 55 年当時は、野良犬猫が非常に多く、公衆衛生上の問題もあり、その役割は、主に野良犬の捕獲、犬猫の引取、収容、殺処分を効率的に行うことでありましたが、その後、動物が単なる愛玩の対象ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が広まっています。

平成 25 年 9 月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施行され、「都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指し、収容した犬猫の返還譲渡に努めなければならない」旨の規定が追加され、全国的に殺処分削減に向けた機運が高まっています。

このような社会情勢により、現センターにおいても、できるだけ多くの犬猫を返還譲渡するために収容期間を延長するなど、求められる役割や、実施すべき業務が変化してきています。

本県では、平成 20 年 3 月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理に係わる全ての主体が各種施策に取り組んできたことにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減されました。更に、平成 28 年度には動物愛護団体による殺処分対象の犬猫の全頭引取が開始され、現在は、犬猫の殺処分が事実上ない状態に至っています。

しかし、依然として現センターに収容される犬猫の頭数は多く、その結果、殺処分対象となる犬猫の頭数も多い状況にあります。殺処分対象となる犬猫の頭数を減らすためには、「地域猫活動」や無責任な餌やりに関する県民への啓発活動等の収容頭数の削減対策に重点的に取り組むとともに、現センターから個人の方等へ譲渡する頭数を増やすことが大変重要となります。

現センターは、昭和 55 年に建設された施設のため、収容した犬猫の個別管理ができる構造となっておらず、犬猫の感染症対策に課題があります。さらに、譲渡用犬猫の効果的な展示施設もない等、収容した犬猫の返還譲渡を促進できる構造になっていません。そのため、平成 30 年 3 月に策定した「広島県動物愛護センターにおける収容・譲渡業務等のあり方」では返還譲渡促進策の実施に必要な施設機能を備えるため、動物愛護センターを空港周辺の県有地に移転整備することとしています。

## 2 県が「目指す姿」

「人と動物との調和のとれた共生社会<sup>※</sup>」の実現

※ 県民に「動物愛護」と「適正飼養」の考え方が浸透して次の状態が保たれている。

- 動物を愛護する気風が招来され、動物の虐待や遺棄がない。
- 動物が適正に取り扱われ、動物による被害・迷惑のない状態が維持されている。
- 殺処分対象の犬猫がゼロとなり、その状態が維持されている。
  - ・ 県内の動物愛護センターに収容される犬猫が少ない。
  - ・ 収容した犬猫については、元の飼い主へ返還又は一般家庭や団体へ譲渡されている。

### 3 整備の目的

目指す姿である「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための拠点として、新動物愛護センター（以下、「新センター」という。）を整備します。

### 4 基本理念（コンセプト）

譲渡促進のための施設	「殺処分するための施設」から「生かすための施設」に転換し、譲渡適性のある犬猫は全て譲渡する。
命について学ぶ施設	動物愛護教育を通じて「命の大切さ」を発信していく拠点とする。
人が集まる施設	明るく楽しい雰囲気、多くの人に集まってもらえる施設にする。

#### （1）譲渡促進のための施設

殺処分対象となる犬猫の頭数を減らすためには、地域猫活動等の収容頭数削減対策に重点的に取り組むとともに、動物愛護センターから個人の方等へ譲渡する頭数を増やすことが大変重要となります。このため、新センターは譲渡機能を充実させた施設とします。

#### （2）命について学ぶ施設

「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するためには、譲渡促進とともに、長期的に動物愛護センターへの収容頭数をゼロに近づける必要があります。このためには、動物が好きな方だけではなく、今は興味を持っていない方にも動物愛護教育に触れて頂き、県内に「動物愛護」と「適正飼養」の考え方を浸透させていく必要があります。新センターは、このための機能を強化し、県民に向けて「命の大切さ」を発信していく施設とします。

#### （3）人が集まる施設

譲渡や動物愛護教育の効果をさらに高めるためには、新センターを人が集まる魅力的な施設にする必要があります。このため、新センターが次のような施設となるよう整備を進めます。

- ・譲渡動物の展示方法を工夫するなどして、誰もが楽しめる施設にする。
- ・飼っている動物を連れて、飼い方教室やしつけ相談等に気軽に立ち寄れる施設にする。
- ・美しい自然に囲まれた立地を活用して、家族連れの憩いの場所、また、遠足先として保育園や学校から選んでもらえるような場所にする。

## 5 整備運営方針

施設運営（施設の維持管理等）を含めて、土地造成（設計、工事）と建築工事（設計、工事）の一式について、PPP/PFI 手法を導入します。PPP/PFI 手法の導入には、次のようなメリットがあります。

- ① 土地造成と建築工事を一体的に行うため、効率的に事業を進めることができる。
- ② 民間事業者の技術的能力を活用することにより様々な工夫が提案され、整備後も効果的な運営が可能である（施設機能の向上、コスト効果の向上等）。
- ③ 整備に係る費用を一括で支出する必要がなく、整備後の維持管理運営費用と併せ複数年の均等割とすることで、より安定的な運営が可能である。
- ④ PPP/PFI 手法導入の詳細検討の結果、財政支出の削減が見込まれている。

### 【用語の説明】

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

PPP の代表的な手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

## 6 施設の運営

### (1) 新センターで実施する業務

現センターは、県内全域（広島市、呉市、及び福山市を除く。）を管轄し、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく各種業務を実施しています。新センターはこれらの業務を引き継ぎますが、新たな殺処分・焼却設備は設けないこととします。

野犬捕獲	犬猫引取	飼養管理	返還	譲渡	殺処分	焼却	負傷収容	苦情処理	動物取扱業	特定動物	愛護教育
○	○	○	○	○	※1	※2	○	○	○	○	○

※1 現在、事実上殺処分のない状態であるが、重度の怪我や病気で治癒の見込のない犬や猫は、動物福祉の観点から安楽死させることがある。

※2 安楽死した犬や猫については、当面、現センターの焼却炉を使用し焼却する。

### (2) 民間委託する業務

これまで民間委託していた業務に加えて、新センターでは、譲渡適性のある犬猫を全頭譲渡することを目指し、民間事業者による譲渡施設の運営（展示動物の譲渡）を検討します。

現センター	施設の維持管理／動物の飼養管理／焼却
新センター	施設の維持管理／動物の飼養管理／焼却／譲渡施設の運営

7 PPP/PFI スキーム（事業範囲）の検討

業務内容	現施設	新施設	備考
土地造成	-	民	自然を活用した造成
施設整備	-	民	
施設の運営業務			
動物愛護思想の普及啓発に関する こと	公	公	
動物の飼育相談に関する こと	公	公	
人畜共通感染症の調査研究に 関すること	公	公	
犬・猫の譲渡に関する こと	公	民	譲渡施設の運営（展示動物の譲渡） を想定
動物による咬傷事故調査及び不良飼 育者の指導に関する こと	公	公	
犬の抑留に関する こと	公	公	
犬及び猫の引取りに関する こと	公	公	
負傷疾病動物等の收容措置に 関すること	公	公	
特定動物の飼養許可に関する こと	公	公	
動物取扱業の登録及び届出・指導に 関すること	公	公	
その他、動物の愛護管理及び狂犬病 予防に関する こと	公	公	
施設の維持管理業務	民	民	
動物の飼養管理	民	民	
焼却	民	(民)	現センターの焼却炉を使用
付帯施設	-	民	検討可能であれば民設民営で実施

## 8 施設の概要

### (1) 新センター設備の概要（付帯施設を除く）

屋内	本館 (1,624 m <sup>2</sup> )
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容動物飼養施設（検疫室（個別管理）、保護室（個別管理）、譲渡犬猫展示室（個別管理）、譲渡子犬展示室（群管理））</li> <li>・飼養動物健康管理（グルーミング室、検査室、処置室、手術室、レントゲン室、隔離室（個別管理））</li> <li>・飼養動物管理（飼養動物飼育室、保管庫、倉庫、飼料室、洗浄室、洗浄室（大）、洗濯室）</li> <li>・狂犬病予防（狂犬病観察室（個別管理）、剖検室）</li> <li>・普及啓発等（研修室・展示室、相談室）</li> <li>・管理部門（事務室、更衣室（男）、更衣室（女）、トイレ、シャワー（男）、シャワー（女）、洗濯室（人用）、給湯室、書類庫、休憩室、所長室、応接室）</li> <li>・その他（廊下等）</li> </ul>
屋外	運動場 (400 m <sup>2</sup> )
	動物ふれあい広場 (1,000 m <sup>2</sup> )
	駐車場等 (2,500 m <sup>2</sup> )
合計 5524 m <sup>2</sup>	

### (2) 付帯施設

新センターを人が集まる魅力的な施設とするため、付帯施設の整備を検討します。付帯施設の整備運営は、民間事業者が実施します。

#### 【付帯施設の例】

ペット用品売場、ドッグラン、カフェ、ペットホテル など

### (3) 災害時に使用可能な場所の確保

新センターは、災害時には動物救護活動の拠点として役割を果たすことが求められますので、新センターには、そのための機能を備えることとします。そのことを踏まえて、屋外施設（動物ふれあい広場、駐車場等）を整備します。

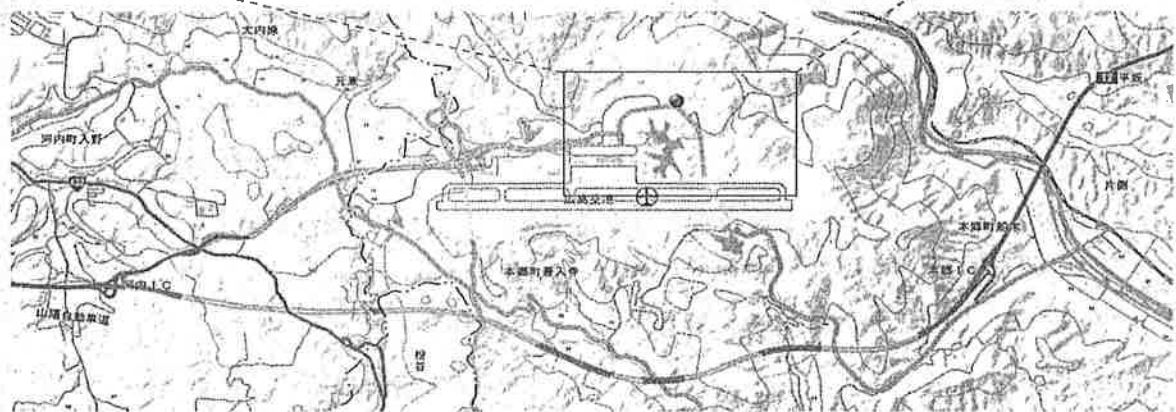
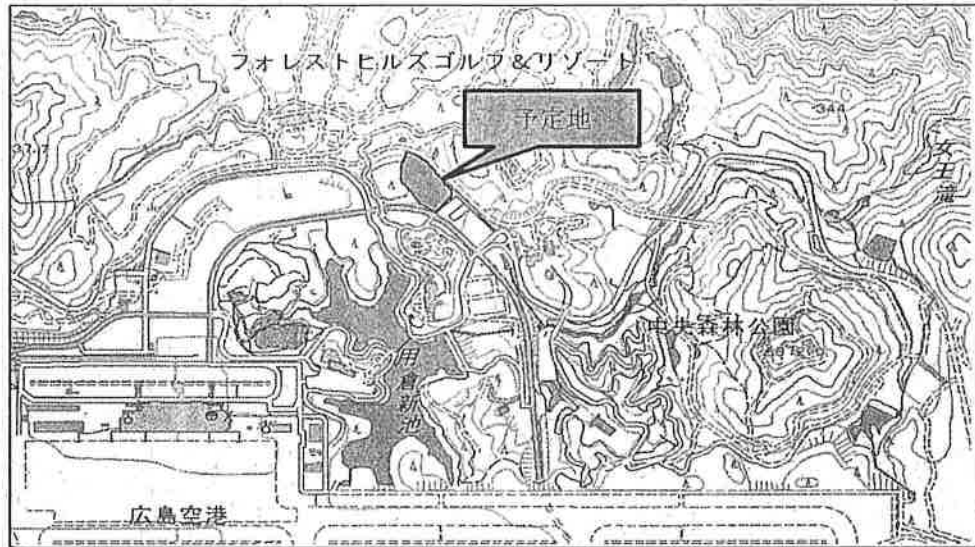
### (4) 人と動物の共通感染症対策への対応

新センターには、狂犬病をはじめとした人と動物の共通感染症対策に適切に対応できる機能を備えます。

## 9 整備する場所

### (1) 地番 (位置図)

三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番地 (県有地, 土地造成が一部必要)



### (2) 敷地面積

13,458 m<sup>2</sup>

### (3) 選定理由

- ① 高速道路 I.C. が近くにあり利便性が良く, 来場者の増加が見込める。
- ② 県動物愛護センターの管轄地域 (広島市, 呉市, 福山市を除く県内全域) の中央部である。
- ③ 現センターに近い (焼却施設は現センターの施設を使用)。
- ④ 県有地である。
- ⑤ 空港周辺の賑わい創りに貢献できる。

### (4) 土地造成

敷地全体 (13,458 m<sup>2</sup>) を造成対象とします。家族連れの憩いの場所, また, 遠足先として保育園や学校から選んでもらえるような場所となるように, 自然を活用した造成を行います。



広島県新動物愛護センター移転整備に係る

PPP/PFI 導入詳細検討業務報告書

【概要版】

令和元年 8 月

広島県

調査機関 野村証券株式会社

# 目次

1. 前提条件の整理.....	1
(1)これまでの検討の整理.....	1
(2)事業計画の整理.....	2
(3)関係法令、諸規則等の調整事項の整理.....	5
(4)他県の事例収集.....	6
2. PPP/PFI スキームの検討.....	7
(1)事業範囲の検討.....	7
(2)事業手法、事業期間等の検討.....	8
3. VFM の検討.....	10
(1)従来方式の費用設定.....	10
(2)ライフサイクルコストの比較.....	11
4. 事業者意向調査.....	12
(1)事業者意向調査の結果.....	12
5. PPP/PFI 導入可能性評価及び取りまとめ.....	14
(1)PPP/PFI 方式の導入可能性評価.....	14
(2)評価検討委員会.....	15
(3)事業スケジュールの検討.....	16
(4)課題の整理.....	17

## 1. 前提条件の整理

### (1) これまでの検討の整理

平成30年3月に策定した「広島県動物愛護センターにおける収容・譲渡業務等のあり方」において、現センターの課題や移転整備の対象地、目指すべき姿を次のとおり整理しています。

#### 現センターの課題

- 施設の老朽化
- 収容した犬猫の個別管理ができる構造ではないため、十分な犬猫の感染症対策が困難
- 病気やけがをした犬猫に対して十分な治療ができる施設がない
- 譲渡用犬猫の効果的な展示施設がない
- 公共交通機関がなく、地理的にも利便性が悪い

#### 空港周辺の県有地に移転整備

- 移転整備により返還譲渡促進策の実施に必要な施設機能を備える
- 県動物愛護センターの管轄地域の中央部である
- 高速道路ICが近く利便性が良い
- 県有地であるため、用地取得費が不要
- 現センターに近いことから焼却施設が継続利用可能
- 空港周辺の賑わい創りに貢献可能

#### 目指すべき姿

##### 「人と動物との調和の取れた共生社会」の実現

- 動物を愛護する気風が招来され、動物の虐待や遺棄がない
- 動物が適正に取り扱われ、動物による被害・迷惑のない状態が維持されている
- 殺処分対象の犬猫がゼロとなり、その状態が維持されている
  - 県内の動物愛護センターに収容される犬猫が少ない
  - 収容した犬猫については、元の飼い主へ返還又は一般家庭や団体へ譲渡されている

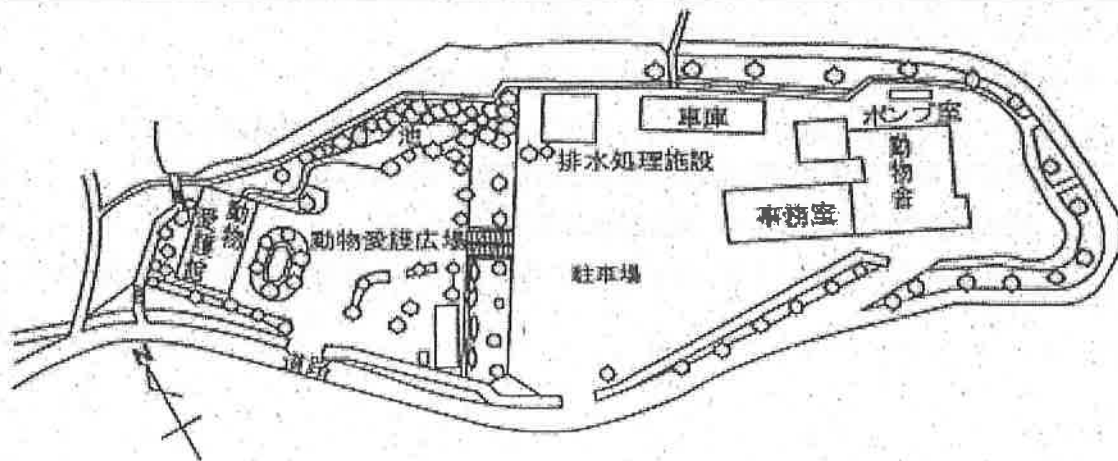
(2) 事業計画の整理

① 現センターの概要

住所	広島県三原市本郷町南方 8915 番地 2
敷地面積	8,135.38 m <sup>2</sup>
用途地域	用途地域の指定がない地域
施設規模	下記(※)参照
管轄区域	広島県全域(広島市、呉市、福山市を除く)
開館時間	平日 8:30~17:15 (毎月第3日曜日は動物愛護館を開館)
利用者数	約 3,300 人/年

※施設規模及び配置図

施設	建築面積	床面積	構造
本館	811.64 m <sup>2</sup>	964.04 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造、一部3階建
動物愛護館	147.84 m <sup>2</sup>	122.50 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造、平屋建
動物取扱業登録申請専用執務室	7.45 m <sup>2</sup>	7.45 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造、平屋建
車庫・ポンプ庫等	183.51 m <sup>2</sup>	178.51 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造、ブロック造
動物飼育舎等	188.53 m <sup>2</sup>	80.10 m <sup>2</sup>	木造
合計	1,338.97 m <sup>2</sup>	1,352.60 m <sup>2</sup>	



②新動物愛護センター(以下、「新センター」という。)

住所	広島県三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番 (県有地。土地造成が必要)
敷地面積	13,458 m <sup>2</sup>
用途地域	用途地域の指定がない地域
施設規模	下記(※)参照
管轄区域	広島県全域(広島市、呉市、福山市を除く)
必要な施設・設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症対策を含めた健康管理を適切に行うことができる施設・設備(検疫室、隔離室、グルーミング室、個別管理可能な設備など)</li> <li>・ 所有者不明の負傷動物の応急措置や治療を適切に行うための施設・設備</li> <li>・ 不妊去勢手術に必要な施設・設備</li> <li>・ 効果的な展示が可能となる施設</li> </ul>
付帯施設	<p>新センターを人が集まる魅力的な施設とするため、必要な施設・設備等に加えて、敷地内に付帯施設を整備することを検討する。付帯施設の整備・運営は、民間事業者が実施するものとする。</p> <p>【付帯施設の例】 ペット用品売場、ドッグラン、カフェ、ペットホテルなど</p>
整備運営方針	施設運営(譲渡施設の運営、施設の維持管理等)を含めて、土地造成(設計、工事)と建築工事(設計、工事)の一式について、PPP/PFI の導入を検討する。
事業規模(想定)	約 10 億円(土地造成:約 2 億円、施設整備:約 8 億円)

※施設規模

施設		面積
屋内	本館	1,624 m <sup>2</sup>
	運動場	400 m <sup>2</sup>
屋外	動物ふれあい広場	1,000 m <sup>2</sup>
	駐車場	2,500 m <sup>2</sup>
合計		5,524 m <sup>2</sup>

③建設地周辺の施設立地

建設地周辺の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設地は山間部に位置し、南側約 1km 圏内に広島空港が立地している。</li> <li>・ 建設地から広島空港に向かう道路沿いには、地元の有名企業のカフェが整備されているが、その他の観光客向け商業施設の立地はない(空港内を除く)。</li> <li>・ 建設地北側～東側はゴルフ場となっており、ホテルも併設されている。</li> <li>・ 南側は広島県立中央森林公園として、三景園、ピクニック広場、展望広場、多目的広場等が整備されている。</li> </ul>

#### ④敷地概要

現住所	広島県三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番
所有者	広島県
敷地面積	13,458 m <sup>2</sup>
前面道路	進入路の整備が必要
都市計画区域	本郷都市計画区域
区域区分	なし(本郷都市計画区域は区域区分が定められていない都市計画区域)
用途地域	用途地域の指定のない区域(非線引き都市計画区域)
建ぺい率	70%
容積率	400%
防火・準防火地域	指定なし
宅地造成工事 規制区域	既指定(H4.11.26 指定)
日影規制	なし
道路斜線	適用距離 30m、勾配 1.5(今後、確認が必要)
隣地斜線	GL+31m+勾配 2.5(今後、確認が必要)
高さ制限	海拔高 376mまで(建築物の高さが確定後、大阪航空局広島空港事務所総務課へ正式な確認が必要)

広島空港の制限表面区域図及び都市総括図



(3)関係法令、諸規則等の調整事項の整理

①建築基準法関係規定

No.	関係法令名称	対応要否	調整事項
1	都市計画法	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>非線引き都市計画区域では、3,000㎡以上の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の目的で行う土地区画形質の変更)を行う場合は市長の許可が必要</li> <li>開発行為に該当する場合は、三原市「開発事業に関する技術的指導基準」「開発行為等の許可の技術的基準」に基づいた整備が必要となる</li> </ul>
2	宅地造成等規制法	△	下記行為を行う場合は、市長の許可が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>切土による2m超の崖、盛土による1m超の崖、切り盛りによる盛土部分に1m以下の崖が生じかつ切り盛り部分に2m超の崖が生じる行為</li> <li>上記以外の切土盛土であって、切土盛土をする面積が500㎡超許可が必要な行為が必要な場合は、「宅地造成工事に関する許可の基準」に基づいた整備が必要となる</li> </ul>
3	建築基準法	●	全般的に確認が必要
4	広島県建築基準法施行条例	●	全般的に確認が必要
5	消防法	●	全般的に確認が必要
6	三原市火災予防条例	●	全般的に確認が必要
7	浄化槽法	×	下水道共用開始区域
8	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	△	法律の改正(令和元年5月17日公布)により、オフィスビル等の場合は延べ面積300㎡以上の中規模オフィスビル等も適合義務が求められる予定(法律の公布日から2年以内に施行)
9	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	△	不特定多数の人が利用する建築物等を整備する場合に該当(対象施設は用途、規模による)

<対応要否 凡例> ●:対応が必要、△:規模、用途等により対応が必要な可能性がある、×:対応は不要

②その他建築関係の法令・条例

No.	関係法令名称	対応要否	調整事項
1	広島県福祉のまちづくり条例	△	不特定多数の人が利用する建築物等を整備する場合に該当(対象施設は用途、規模による)
2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	△	建築物等の新築・増築(500㎡以上)などの工事を行う場合は分別解体等及び再資源化等が義務付けられ届出が必要
3	土壤汚染対策法	△	土地の形質変更(掘削、盛土)の面積が3,000㎡以上となる場合、届出が必要
4	水質汚濁防止法	△	
5	瀬戸内海環境保全特別措置法	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定区域(瀬戸内海域に該当)</li> <li>計画内容が4~6の法令・条例の規制に該当した場合は届出が必要</li> </ul>
6	広島県生活環境の保全等に関する条例	△	

<対応要否 凡例> ●:対応が必要、△:規模、用途等により対応が必要な可能性がある

※各法令の施行令や施行規則、施行細則等は記載省略しています。

また、今後の調査等によって変更が生ずる可能性があります。

#### (4) 他県の事例収集

##### 秋田県動物愛護センター

実施主体	秋田県
所在地	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地
開所時期	平成31年4月1日
整備方針	老朽化が進んだ動物管理センターについて、これまでの犬猫の引取り・収容等の機能に加え、動物愛護機能を備えた施設として整備する。利用者に親しみやすく、外観から動物関連施設であることがわかる、子供たちが楽しみながら体験や学習ができる施設・設備とする。
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 動物の命をつなぐ拠点</li><li>・ 体験・学習・交流の拠点</li><li>・ ボランティア活動の拠点</li><li>・ 災害対策の拠点</li><li>・ 「動物にやさしい秋田」及び「秋田の魅力」の発信拠点</li></ul>
施設概要	敷地面積:6,200㎡ ○建物(木造平屋建):1,600㎡ ○屋外ふれあい広場(ドックラン含む)
主な業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 犬の登録及び狂犬病予防注射の推進</li><li>・ 犬の飼い主への指導・助言</li><li>・ 放浪犬の保護・捕獲</li><li>・ 動物愛護思想の普及啓発</li><li>・ 動物の適正飼養の普及啓発犬等の譲渡</li><li>・ 特定動物の飼養許可及び施設の監視指導</li><li>・ 動物取扱業の届出受理及び施設の監視指導</li><li>・ 負傷犬・猫の収容(秋田市を除く)</li><li>・ 犬猫等の動物に関する調査研究</li></ul>
事業手法	従来手法
事業費	設計費:約50百万円 整備費:約840百万円(土地取得費、造成費、インフラ整備費など除く)



## 2. PPP/PFI スキームの検討

### (1) 事業範囲の検討

#### ① 新動物愛護センターにおける事業の範囲(案)の比較

業務内容	現施設	新施設	備考
土地造成	—	民	自然を活用した造成
施設整備	—	民	
施設の運営業務			
動物愛護思想の普及啓発に関する事	公	公	
動物の飼育相談に関する事	公	公	
人畜共通感染症の調査研究に関する事	公	公	
犬・猫の譲渡に関する事	公	民	譲渡施設の運営(展示動物の譲渡)を想定
動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導に関する事	公	公	
犬の抑留に関する事	公	公	
犬及び猫の引取りに関する事	公	公	
負傷疾病動物等の收容措置に関する事	公	公	
特定動物の飼養許可に関する事	公	公	
動物取扱業の登録及び届出・指導に関する事	公	公	
その他、動物の愛護管理及び狂犬病予防に関する事	公	公	
施設の維持管理業務	民	民	
動物の飼養管理	民	民	
焼却	民	(民)	現センターの焼却炉を使用
付帯施設	—	民	検討可能であれば民設民営で実施

(2) 事業手法、事業期間等の検討

① 事業手法の検討

本事業において適用可能性の高い事業手法を特徴や留意点等とともに次のとおりまとめました。なお、本事業においては運営、施設使用料等による収入が発生しないため、「サービス購入型」となります。

	リース方式	PFI法(BOT方式)	PFI法(BTO方式)	DBO (Design Build Transfer)	公共施設整備+ 指定管理者制度
資金調達	民間	民間	民間	公共	公共
施設整備 (設計・ 施工)	民間	民間	民間	民間	公共
建物保有	民間	民間	公共	公共	公共
維持管理 ・運営	民間	民間	民間	民間	民間
借地料	・県は借地料を受領	・県は借地料を受領			
特徴・ 留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が民間事業者に土地を一定期間賃貸する。</li> <li>・借地上に民間事業者が施設を整備・保有し県に床を貸す。リース期間終了後、民間事業者は施設を県に譲渡する。県は民間事業者に賃料を支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が民間事業者に土地を賃貸する。借地上に民間事業者が施設を整備・保有し県に床を貸す。事業期間終了後に施設を県が無償譲渡を受ける。</li> <li>・県は事業期間にわたって施設を借り受け、サービス対価(賃料等)を支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が施設整備する。</li> <li>・施設竣工後、県は民間事業者より施設の引渡しを受け、事業期間にわたってサービス対価を支払う(施設代金は長期割賦延払)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が施設の設計・施工を行い、施設整備代金は竣工時に県が一括して支払う。</li> <li>・事業期間にわたって民間事業者は施設の維持管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が従前の公共事業で施設の整備等を行った後、民間事業者を指定管理者として指定する。民間事業者は維持管理を実施する。</li> </ul>

※PFI法に基づかない事業(PFI法に準ずる事業)でもBOT方式、BTO方式の活用は可能。

## ②事業期間の検討

本事業を PPP/PFI 手法により実施する場合、事業期間（維持管理・運営期間）の設定にあたっては、「財政負担」、「長期契約による品質向上効果とリスク」、「大規模修繕」等について分析・比較し、適切な期間を定めることが必要です。

なお、事業期間を設定するにあたり、事業を実施する民間事業者の意向等も踏まえて検討する必要があります。

項目	事業期間			概要
	10年	15年	20年	
財政負担の平準化	△	○	◎	支払額の平準化が可能となるため、事業期間が長いほど毎年の支払額は小さくなる。
金利負担	◎	○	△	事業期間が長いほど金利負担が増え、事業期間全体での支払額が増加する。
長期契約のリスク	◎	○	△	事業期間が長いほど、事業実施主体が固定化されていることから、次第にサービスの質が低下する可能性がある。
大規模修繕	○	○	△	大規模修繕費を事前に転出することは難しいため、事業期間が長いほど大規模修繕が必要となる。一方、大規模修繕のリスクを回避するため、大規模修繕費を事業範囲から除外することも検討できる。
先行事例の実績	△	○	○	先行事例調査では、事業期間を 15～20 年としている事例が多い。

### 3. VFM の検討

#### (1) 従来方式の費用設定

##### ① 従来型手法による費用(PSC)の算定根拠【維持管理等期間 20 年】

費用項目	費用算定	備考
イニシャル	10.8 億円	
土地造成費	1.7 億円	設計 0.4 億円(業者見積) 工事 1.3 億円(広島県内事例単価を基に広島県が算出)
施設整備費	8.8 億円	設計 0.6 億円(業者産出額を基に広島県が時点修正) 建築工事 7.7 億円(業者産出額を基に広島県が時点修正) 外構工事 0.5 億円(業者産出額を基に広島県が時点修正)
資金調達費	0.3 億円	10.5 億円(整備費) × 75%(起債充当率) × 起債利率 0.4%(直近広島県 20 年債表面金利より)
ランニング	4.8 億円	
維持管理費	3.5 億円	17,434 千円(現施設の維持管理費用) × 20 年
運営費	1.3 億円	6,780 千円(現人件費 3,390 千円 × 2 人) × 20 年
計	15.6 億円	
計(現在価値)	12.7 億円	2.6%(標準割引率)

※整備期間 1 年、維持管理等期間 20 年、大規模修繕費は含まない

##### ② 従来型手法による費用(PSC)の算定根拠【維持管理等期間 15 年】

費用項目	費用算定	備考
イニシャル	10.8 億円	
土地造成費	1.7 億円	設計 0.4 億円(業者見積) 工事 1.3 億円(広島県内事例単価を基に広島県が算出)
施設整備費	8.8 億円	設計 0.6 億円(業者産出額を基に広島県が時点修正) 建築工事 7.7 億円(業者産出額を基に広島県が時点修正) 外構工事 0.5 億円(業者産出額を基に広島県が時点修正)
資金調達費	0.3 億円	10.5 億円(整備費) × 75%(起債充当率) × 起債利率 0.4%(直近広島県 20 年債表面金利より)
ランニング	3.6 億円	
維持管理費	2.6 億円	17,434 千円(現施設の維持管理費用) × 15 年
運営費	1.0 億円	6,780 千円(現人件費 3,390 千円 × 2 人) × 15 年
計	14.3 億円	
計(現在価値)	12.2 億円	2.6%(標準割引率)

※整備期間 1 年、維持管理等期間 15 年、大規模修繕費は含まない

## (2)ライフサイクルコストの比較

## ①維持管理期間 20 年

費用項目	PSC 費用算定	DBO 方式 費用算定	BTO 方式 費用算定	備考
イニシャル	10.5 億円	9.4 億円	9.4 億円	
土地造成費	1.7 億円	1.5 億円	1.5 億円	10%削減
施設整備費	8.8 億円	7.9 億円	7.9 億円	10%削減
ランニング	5.1 億円	5.3 億円	5.8 億円	
維持管理費	3.5 億円	3.2 億円	3.2 億円	10%削減
運営費	1.3 億円	1.2 億円	1.2 億円	10%削減
資金調達費	0.3 億円	0.3 億円	0.9 億円	DBO 方式:0.4%(PSCと同様) BTO 方式:0.9%(公共が自ら資金調達をした場合の利率に0.5%上乗せ)
調査等費	-	0.4 億円	0.4 億円	アドバイザー業務委託0.4億円(維持管理期間中のモニタリング費用は含まない)
税金	-	0.07 億円	0.03 億円	各年度の損益に法人実効税率29.74%を乗じて算出
税引後損益	-	0.16 億円	0.06 億円	EIRRが5%以上確保されることを想定
計	15.6 億円	14.7 億円	15.2 億円	
計(現在価値)	12.7 億円	12.0 億円	11.8 億円	2.6%(標準割引率)
VFM		5.4% 0.7 億円削減	6.9% 0.9 億円削減	

## ②維持管理期間 15 年

費用項目	PSC 費用算定	DBO 方式 費用算定	BTO 方式 費用算定	備考
イニシャル	10.5 億円	9.4 億円	9.4 億円	
土地造成費	1.7 億円	1.5 億円	1.5 億円	10%削減
施設整備費	8.8 億円	7.9 億円	7.9 億円	10%削減
ランニング	3.9 億円	4.1 億円	4.4 億円	
維持管理費	2.6 億円	2.3 億円	2.3 億円	10%削減
運営費	1.0 億円	0.9 億円	0.9 億円	10%削減
資金調達費	0.3 億円	0.2 億円	0.7 億円	DBO 方式:0.4%(PSCと同様) BTO 方式:0.9%(公共が自ら資金調達をした場合の利率に0.5%上乗せ)
調査等費	-	0.4 億円	0.4 億円	アドバイザー業務委託0.4億円(維持管理期間中のモニタリング費用は含まない)
税金	-	0.06 億円	0.02 億円	各年度の損益に法人実効税率29.74%を乗じて算出
税引後損益	-	0.14 億円	0.04 億円	EIRRが5%以上確保されることを想定
計	14.3 億円	13.5 億円	13.8 億円	
計(現在価値)	12.2 億円	11.6 億円	11.4 億円	2.6%(標準割引率)
VFM		5.3% 0.7 億円削減	6.7% 0.8 億円削減	

#### 4. 事業者意向調査

##### (1) 事業者意向調査の結果

民間事業者と対話を実施したところ、次の内容を把握することができました。

##### 【検討可能性への意見】

###### 【事業実施の可能性】

- 事業実施可能(サービス対価次第)。(6社)
- 検討中。(2社)
- 事業実施不可。(3社)

###### 【検討期間】

- 検討期間として6カ月程度。(1社)

###### 【必要な情報】

- 工事費算出に必要な要求水準、造成工事費を算出できる図面・資料等。(1社)
- 設備に関する要求水準。(1社)

##### 【事業スキームへの意見】

###### 【事業参画のスキーム】

- PFI法に基づかないBTO方式で検討したい(PFI法に基づくと手続きが煩雑となる、SPCのコスト等が必要となるなど)。(2社)
- PFI法に基づく事業。(1社)
- DBO方式。(2社)
- PPP/PFIの経験がないため、他事業者とマッチングしていただくことが必要。(1社)

###### 【事業期間】

- 事業期間は10年。(1社)
- 事業期間は10～15年。(1社)
- 事業期間は15年以上。(2社)
- 事業期間が長くなると将来の費用算定が難しい。(2社)

【施設計画への意見】

【全体計画】

- 造成工事は高低差やどの程度の造成となるかによって費用が変わるため、広島県で対応いただきたい。(3社)
- 造成工事を民間事業者へ委託するのであれば、仕様発注としていただきたい。(1社)
- 中央森林公園と連携するなど、必要な施設をコンパクトに整備した方がよい(1社)

【維持管理・運營業務の範囲】

- 大規模修繕は公共で負担いただきたい。(4社)
- 大規模修繕が含まれていても対応可能。(1社)
- 譲渡業務が実施可能な事業者は多くないと考えるため、(公平性の観点からも)別途広島県が契約した方がよい。(3社)
- ペットショップ業務と同様であるのであれば検討可能(本業との兼合いによる)。(2社)

【民間収益施設の可能性】

- 収益施設を検討することは難しい。(4社)
- ペットホテルや動物病院を検討。(1社)
- 売店等は検討可能。(1社)
- 今後検討する。(2社)

【その他要望等】

- リスク分担は起こる可能性が低いものも含めて細かく決めていただきたい。(1社)
- 災害復興のため土木関係に余裕がないことを認識した事業期間の設定が必要。(1社)
- 三原市でも火葬場を新しく整備することになっているので連携することも考えてはどうか。(1社)
- 災害時の対応も提案を求めた方がよい(1社)
- 管理する犬・猫の増加による費用負担増等により、採算が合わなくなることがあった場合は県で費用を負担することを検討していただきたい。(2社)
- 動物愛護センターの譲渡業務と本業がバッティングするため、相乗効果が出るような仕組みの検討が必要。(2社)

5. PPP/PFI 導入可能性評価及び取りまとめ

(1) PPP/PFI 方式の導入可能性評価

整備手法	リース方式		PFI(BOT方式)		PFI(BTO方式)		DBO		公共施設整備十指定管理者制度	
	民間所有	民間事業者に貸与	民間所有	民間事業者に(無償)貸与	広島県所有	広島県所有	広島県所有	広島県所有	広島県所有	広島県所有
1. 民間提案の発注(コスト減・サービス向上)	○	業者提案の発注の余地が拡大される	○	包括発注、性能発注により、業者提案の発注の余地が拡大される	○	包括発注、性能発注により、業者提案の発注の余地が拡大される	○	包括発注、性能発注により、業者提案の発注の余地が拡大される	△	個別発注、仕様発注であり、業者提案の発注の余地が他方式と比較して少ない
2. 民間資金の導入可能性と財政負担の平準化	○	事業者が施設整備に要する費用の民間資金導入が可能であり、リースによる財政負担の平準化が可能	○	事業者が施設整備に要する費用の民間資金導入が可能であり、リースによる財政負担の平準化が可能	○	事業者が施設整備に要する費用の民間資金導入が可能であり、割賦支払いによる財政負担の平準化が可能	○	広島県が施設整備に要する費用について資金調達が必要	△	広島県が施設整備に要する費用について資金調達が必要
3. 調達金利	△	民間事業者による資金調達のため、長期借入と比べて高くなる	△	民間事業者による資金調達のため、長期借入と比べて高くなる	△	民間事業者による資金調達のため、長期借入と比べて高くなる	△	広島県による資金調達のため民間資金より低金利での調達が可能	○	広島県による資金調達のため民間資金より低金利での調達が可能
4. 税制優遇(不動産取得税、固定資産税)	×	事業者が施設を保有するため不動産取得税等の税制優遇が無い	×	PFI法での事業の場合、不動産取得税等の税制軽減措置有	△	広島県が施設を所有するため不動産取得税等がかからない	○	広島県が施設を所有するため不動産取得税等がかからない	○	広島県が施設を所有するため不動産取得税等がかからない
5. 事業中の広島県事務負担	○	民間への長期一括発注により、広島県の事務負担は軽減	○	民間への長期一括発注により、広島県の事務負担は軽減	○	民間への長期一括発注により、広島県の事務負担は軽減	○	民間への長期一括発注により、広島県の事務負担は軽減	△	業務毎に各種の事務負担が発生
6. 事業リスク負担	△	独立採算型の場合は事業者がリスク負担	△	独立採算型の場合は事業者がリスク負担	△	独立採算型の場合は事業者がリスク負担	△	独立採算型の場合は事業者がリスク負担	×	広島県が全ての事業リスクを負担
7. 費用の削減	×	税制優遇がないため、PFI(BOT方式)より費用がかかる	×	BTO方式と比べて不動産取得税等の費用がかかる	△	6.8%程度の削減が可能	○	5.4%程度の削減が可能	○	—
8. 付帯施設	○	民間提案により可能性あり	○	民間提案により可能性あり	○	民間提案により可能性あり	○	民間提案により可能性あり	○	可能性なし
9. その他	—	—	—	PFI法に準ずる形でも可能(PFI法に基づかない事業も可能)	—	PFI法に準ずる形でも可能(PFI法に基づかない事業も可能)	—	—	—	—
評価	△	民間意向調査でも参加意向が低い手法 施設整備費の平準化が可能	△	民間意向調査でも参加意向が低い手法 施設整備費の平準化が可能	△	民間意向調査でもPFI法に準ずるBTO方式での参加意向は高い 施設整備費の平準化が可能	○	民間意向調査でも参加意向が高い手法 施設整備費用の平準化が可能	○	事業者提案の効果、事務負担やリスク負担も含めてPFI(BTO方式)と比較してメリットが少ない



## (2) 評価検討委員会

### ① 評価検討委員会での意見

令和元年度第1回新広島県動物愛護センター評価検討委員会において、各委員より本事業に関する意見を次のとおりいただきました。本内容も踏まえて検討する必要があります。

#### 【PPP/PFI 手法導入に関する意見】

- 譲渡を促進するのであれば、民間事業者に入ってもらうのは必須である。
- 費用の削減効果等を確認できることから PPP/PFI 手法導入に賛同する。
- PPP での事業について賛同する。

#### 【全体計画に関する意見】

- 動物愛護を学ぶとともに子育てができる施設となってほしい。
- 新しい動物愛護センターにも遊具を置くことを検討してはどうか。
- 今の駐車場の敷地に施設整備を行い、対象地に駐車場を持ってこることも検討していただきたい。
- 中央森林公園と全体的な観点から連携を協議いただきたい。

#### 【付帯施設に関する意見】

- ペットを飼っている立場から広島空港にペットホテルがあれば非常に便利。ペット向けの美容とホテルをセットにするなど、顧問獣医師がいる施設となれば非常に便利。
- 一番重要なものはペットフードの販売ではないか。

#### 【災害対応に関する意見】

- 災害時に断水となっても水が確保できるようにしていただきたい。

### ② 評価検討委員会を踏まえた今後の方向性

事業者意向調査の結果、建設・維持管理業務、譲渡業務及び付帯施設運営について対応可能と回答した者が複数存在したことや VFM 算定の結果、一定の VFM が見込まれたことから、今後、次のとおり事業を進めることとします。

- 動物愛護センター移転整備に関し、PPP/PFI 手法を導入する(今年度は事業者選定のためのアドバイザー業務委託を行い、来年度の選定準備を行う)。
- 造成についても可能な限り事業者のアイデア等を活かすことが望ましいと考えるため、その基礎データとなる測量や地質調査等を県として早期に実施することを検討する。
- 事業参画の方法(PFI 法に基づく事業(BTO 方式)、PFI 法に基づかない事業(BTO 方式、DBO 方式等))や事業期間等、調整が必要と考えられる事項については、アドバイザー業務で行う事業者意向調査を通じて今後検討していくこととする。

(3) 事業スケジュールの検討

本事業における事業スケジュール案を次のとおり検討しました。今後具体的に検討するとともに、スケジュールを設定する必要があります。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
従来方式	導入詳細検討業務(6～8月) 基本設計準備・選定(10月～3月)	基本設計(4～9月) 実施設計準備・選定(9月～11月) 実施設計(12月～5月)	建設工事(8月～) 建設工事準備・選定(4月～7月)	維持管理期間(3月～) 維持管理準備・選定(1～3月) 建設工事(～3月)	
PFI事業	導入詳細検討業務(6～8月) 実施方針の策定・公表(3月頃) アドバイザリー業務(10月～)	特定事業の選定(5月頃) 入札公告(8月頃) 審査(12月頃) 落札者決定(3月頃) 基本協定締結(3月頃)	設計・建設期間(6月～) 事業契約締結(5月頃) 基本協定締結(3月頃)		維持管理期間(5月～) 開業(5月頃) 設計・建設期間(～5月)
PPP方式	導入詳細検討業務(6～8月) 実施方針の策定・公表(3月頃) アドバイザリー業務(10月～)	入札公告(6月頃) 審査(12月頃) 落札者決定(1月頃) 基本協定締結(1月頃)	設計・建設期間(4月～) 事業契約締結(3月頃) 基本協定締結(1月頃)	維持管理期間(3月～) 開業(3月頃) 設計・建設期間(～3月)	

#### (4)課題の整理

本事業を進めるにあたり、次の課題について今後検討し、決定する必要があります。

事業計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 土地造成の範囲</li><li>■ 譲渡業務を含めるかどうか</li><li>■ 焼却に係る業務の取扱い</li></ul>
事業者募集に係る事項	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 事業者公募・施設整備の時期<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 災害復興への対応時期との調整が必要</li></ul></li><li>■ 土地に係る項目<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 建設地の測量・地質調査等</li><li>✓ 造成に係る基本設計・詳細設計(仕様発注とする場合)</li></ul></li><li>■ 募集条件<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 事業期間</li><li>✓ 広島県と民間事業者とのリスク分担、役割分担</li><li>✓ 要求水準</li><li>✓ その他開発にあたって最低限求める事項(駐車場、道路からの進入路、災害時への対応など)</li><li>✓ 審査基準</li></ul></li><li>■ 付帯施設<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 付帯施設を必須とするか</li><li>✓ 必須としない場合、付帯施設の提案のあった事業者に対するインセンティブ</li></ul></li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 関係法令への対応</li><li>■ 事業者のマッチング方法</li></ul>

C

C

## 新動物愛護センター整備に係る PPP/PFI アドバイザリー業務委託仕様書

### 1 業務の名称

広島県新動物愛護センター整備に係る PPP/PFI アドバイザリー業務（以下、「本業務」という。）

### 2 業務の目的

広島県（以下、「委託者」という。）が策定した「新動物愛護センター整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）に基づき、次表の広島県動物愛護センターの PPP/PFI 手法を導入した事業（以下、「本事業」という。）の実施に当たって、技術、法務、財務等専門知識の提供及び民間事業者の公募のための各種資料の作成・公表、事業者選定に係る一連の支援を実施する総合的アドバイザリー業務を受け、本事業を適正かつ確実に推進することを目的とする。

その際、コストを抑制しつつ、犬猫の返還譲渡促進や広島空港周辺の賑わい創りにも貢献できる施設づくりを推進する。

#### PPP/PFI 事業（想定事業条件）

①事業手法	BTO 方式
②対象施設	広島県動物愛護センター
③業務範囲	設計、建設、維持管理、運営
④事業期間	設計、建設（令和 4 年度まで） 維持管理、運営（令和 5 年度から令和 24 年度まで）
⑤業務分担	別表のとおり。 なお、特定の民間事業者一者での参画が困難である場合は、原則グループ化による包括的参画を求めることとする。 周辺地域の賑わい創出機能等については、県と連携することを前提に民間事業者に委ねる。
⑥事業者収入	付帯施設における売上等は事業者収入とし、県はこの施設貸付料を免除する。
⑦事業用地	広島県三原市本郷町上北方字用倉山 11352 番 敷地面積：13,458 m <sup>2</sup>

### 3 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

#### 4 業務の方針

基本構想に基づき、次の基本理念のもと、本事業を行うこととする。

譲渡が促進できる施設	「殺処分するための施設」から「生かすための施設」に転換し、譲渡適性のある犬猫は全て譲渡する。
命のことを学べる施設	動物愛護教育を通じて「命の大切さ」を発信していく拠点とする。
人が集まる施設	明るくて楽しい雰囲気の人が集まる施設にする。

また、新施設には次の機能を設けることとする。

- ・災害対策（災害時に使用可能な場所の確保）
- ・人獣共通感染症対策
- ・地域の魅力づくり（広島空港周辺の賑わい創りに貢献する付帯施設）

このうち、賑わい創りに貢献する付帯施設については、民間事業者に意見を求め、地域住民との合意を図った上で決定するものとする。

#### 5 業務内容

これまでの本事業の検討結果に基づき、法務、金融及び建築技術等の専門的知見を活用して、以下の業務を行うこと。

なお、業務は便宜上、以下のように区分しているが、これらは互いに影響し合い、前後も行き来するものであるため、実際の業務の遂行においては、他の業務の状況に合わせて、適宜必要な修正等を行いながら実施すること。

##### (1) 測量等

- ・前提条件の整理や、民間事業者の参画意向確認のために必要となる実地調査（建設地の測量・地質調査等）

##### (2) 造成基本設計

- ・民間事業者の参画意向確認や提案の前提となる造成案を示すための基本設計
- ・測量、ボーリング等調査結果に基づく敷地要件の整理
- ・造成設計結果に基づくゾーニングパターンの提示

##### (3) 市場調査等の実施

- ・民間事業者の参画意向の確認
- ・実現可能な付帯施設のあり方に係る民間事業者からの意見聴取及び提案調整
- ・VFMの算定等のための市場調査
- ・民間事業者の参入検討のための各種資料等の作成
- ・グループ化に係る情報提供等、民間事業者全般に対する支援
- ・民間事業者意見の実施方針等への反映

##### (4) 実施方針、要求水準書の作成

- ・実施方針及び要求水準書の作成、概算事業費の算出

(5) モニタリング体制の企画

- ・本事業開始後のモニタリングの項目、手法、体制の検討、必要経費の算出

(6) 公募に係る支援

- ・民間事業者公募に必要な募集要項の作成
- ・各種応募様式の作成
- ・公表資料に対する民間事業者からの質問に対する回答作成
- ・公募に係る事業者向け説明会の開催

(7) 事業提案の評価、審査結果の公表に係る支援

- ・事業提案の審査に係る評価項目、評価基準、配点等の検討
- ・審査要領等の審査に必要な書類の作成
- ・審査講評等の審査結果の公表に関する資料の作成

(8) 民間事業者との交渉に係る支援

- ・民間事業者との契約締結協議における論点整理、民間事業者のグループ化に係る助言
- ・基本協定書（案）、契約書（案）等の作成支援
- ・契約締結協議への同席、円滑な協議進捗のための支援
- ・弁護士派遣によるリーガルチェック

(9) 関係機関との協議

- ・本事業の実施において必要となる関係機関との協議

(10) 本業務に係る協議等の事務及び記録の作成

- ・本事業を実施するための協議・検討会等での資料や議事録作成等の運営支援

(11) 上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な包括的な支援

6 業務管理及び業務の履行

(1) 主なスケジュール（案）

令和元年 11月～	・入札（アドバイザー契約）	
令和元年 11月～	・実施方針策定、事業スキーム策定 ・要求水準書作成	・民間事業者意向調査
令和2年 1月～	・要求水準書公表	・民間事業者との対話
令和2年 3月～	・VFMの修正 ・公募資料（募集要項、応募様式等）作成 ・弁護士派遣による法令審査	
令和2年 5月～7月	・プロポーザル（民間事業者選定） ・民間事業者からの質問・意見取りまとめ ・回答案作成 ・審査選定委員会運営	

	・提案書類審査
令和2年8月～	・契約書案の作成・契約交渉 ・弁護士派遣によるリーガルチェック等
令和2年9月～	・民間事業者との契約締結 ・本業務報告書提出、検査

## (2) 履行体制

業務を受託した者（以下、「受託者」という。）は、契約締結後、速やかに業務履行のための実施体制を整え、以下の項目について、業務計画書等を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

- ① 業務工程表
- ② 業務実施体制
- ③ 業務従事者名簿（各専門分野（設計・建設・維持管理・運営、業務・税務・金融、法務等）責任者を含む。配置者の資格・実績等を記載すること。）
- ④ その他必要な書類

受託者は、本業務の遂行に際して十分な経験を有する担当者を配置するとともに適正な人員体制を整えなければならない。

## 7 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 委託者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - ア 再委託の契約金額が業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
  - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

## 8 報告書の作成

受託者は、本業務による実施内容が把握できるように、作成した公表資料、打合せ議事録等を取りまとめ、報告書を作成する。

## 9 成果物の提出（納入）

本業務の成果物の提出（納入）については、以下のとおりとする。

- (1) 実施方針公表関係書類一式
- (2) 入札公告公表関係書類一式
- (3) 報告書 2部（A4版チューブファイル綴）（図面等含む）
- (4) 報告書原稿 一式（電子データ：CD-R又はDVD-R）
- (5) VFM検討報告書 1部
- (6) 業務に要した資料（業務打合せ議事録含む）1部



- (7) 公表資料集
- (8) 上記に係る電子データ（ホームページ用含む）
- (9) 納入期限 令和3年3月31日

#### 10 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、令和3年3月31日までに、8の成果物及び完了報告書を委託者に提出し、委託者の検査を受けるものとする。

#### 11 委託料の支払い

業務完了後の一括払いとし、請求に基づき支払うものとする。

#### 12 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引き渡したときに全て委託者に帰属する。
- (2) 委託者は、受託者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させることができる。
- (3) 受託者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

#### 13 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に当たっては、委託者と十分に協議した上で作業を進め、適宜、進捗状況を報告しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務に係る著作権及び肖像権等の権利関係を処理しなければならない。
- (3) この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。
- (4) 本事業の遂行に必要な議決が得られない等、本事業の遂行が困難になった場合等は、本業務を変更又は中止し打ち切ることがある。

#### 14 守秘事項等

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務に従事する者及び6の規定により本業務を再委託する場合の再委託先並びにそれらの使用人（以下、「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 委託者は、受託者が(1)から(2)までの規定に違反し、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1) から (3) までの規定は、委託期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

#### 15 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

#### 16 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

#### 17 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

(別表) 業務分担表

業務内容	現施設	新施設	備考
土地造成	—	民	自然を活用した造成
施設整備	—	民	
施設の運営業務			
動物愛護思想の普及啓発	公	公	
動物の飼育相談	公	公	
人畜共通感染症の調査研究	公	公	
犬・猫の譲渡	公	民	譲渡施設の運営 (展示動物の譲渡)
動物による咬傷事故調査及び不良飼育者の指導	公	公	
犬の抑留	公	公	
犬及び猫の引取り	公	公	
負傷疾病動物の収容措置	公	公	
特定動物の飼養許可	公	公	
動物取扱業の登録及び届出・指導	公	公	
その他、動物の愛護管理及び狂犬病予防	公	公	
施設の維持管理	民	民	
動物の飼養管理	民	民	
動物の殺処分	公	公	
焼却	民	(民)	現施設の焼却炉を継続使用
付帯施設	—	民	民設民営で実施

